

## 会 議 録

会議の名称	第1回 本荘由利一市七町合併協議会
開催日時	平成15年1月21日(火) 午前10時～午前11時30分
開催場所	本荘由利広域交流センター 多目的ホール
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり
欠席者氏名	なし
議 題	<p>(報告事項)</p> <p>報告第1号 本荘由利一市七町合併協議会規約について 報告第2号 本荘由利一市七町合併協議会事務局規程について 報告第3号 本荘由利一市七町合併協議会分科会設置要領について 報告第4号 本荘由利一市七町合併協議会幹事会設置要領について 報告第5号 本荘由利一市七町合併協議会専門部会設置要領について 報告第6号 本荘由利一市七町合併協議会財務規程について 報告第7号 平成14年度本荘由利一市七町合併協議会予算について</p> <p>(協議事項)</p> <p>協議第1号 本荘由利一市七町合併協議会会議運営規程(案) 及び本荘由利一市七町合併協議会会議傍聴規程(案)について 協議第2号 本荘由利一市七町合併協議会会議運営申し合わせ事項(案)について 協議第3号 本荘由利一市七町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程(案)について 協議第4号 本荘由利一市七町合併協議会監査委員の同意について 協議第5号 合併の方式(案)について 協議第6号 合併の目標年次(案)について</p>
会議の経過	別添のとおり

別紙 出席者名簿

委員(41名)

職 氏 名	職 氏 名	職 氏 名
会 長 柳 田 弘	委 員 村 上 亨	委 員 高 橋 良 一
副 会 長 佐 々 木 秀 綱	委 員 木 内 忠 一	委 員 三 浦 稔
副 会 長 佐 藤 清 圓	委 員 成 田 正 雄	委 員 尾 留 川 正
副 会 長 加 藤 鉦 一	委 員 小 松 敏 博	委 員 木 内 忠 一
副 会 長 阿 部 満	委 員 小 遠 藤 忠 平	委 員 佐 々 木 正 男
副 会 長 阿 部 幸 悦	委 員 小 松 義 嗣	委 員 小 笠 原 良 一
副 会 長 三 浦 孝 郎	委 員 小 斉 藤 栄 一	委 員 長 谷 山 光
副 会 長 佐 藤 源 一	委 員 鈴 木 貞 一	委 員 金 子 拓 雄
委 員 齐 藤 好 三	委 員 今 野 義 親	委 員 三 浦 重 夫
委 員 工 藤 兼 三	委 員 眞 坂 孝 衛	委 員 須 田 妙 子
委 員 正 木 正	委 員 東 海 林 京 子	委 員 松 田 訓 子
委 員 大 場 重 夫	委 員 村 岡 兼 幸	委 員 高 橋 和 子
委 員 阿 部 一 雄	委 員 村 茂 木 好 文	委 員
委 員 前 川 侷	委 員	委 員

幹事会(15名)

職 氏 名	職 氏 名
幹 事 長 鷹 照 賢 隆	幹 事 齋 藤 隆 一
副 幹 事 長 小 松 久 男	幹 事 土 田 隆 男
幹 事 植 村 清 一(代理)	幹 事 吉 田 正
幹 事 佐 々 木 登	幹 事 莊 司 和 夫
幹 事 伊 藤 正 弘	幹 事 藤 原 秀 一
幹 事 小 笠 原 察 雄	幹 事 小 松 慶 悦
幹 事 三 浦 昭 夫	幹 事 佐 藤 善 昭
幹 事 村 上 隆 司	

事務局(10名)

職 氏 名	職 氏 名
事 務 局 長 佐 々 木 均	事 務 局 員 佐 藤 一 喜
事 務 局 次 長 熊 谷 正	事 務 局 員 佐 藤 俊 一
事 務 局 次 長 渡 部 進	事 務 局 員 遠 藤 晃
事 務 局 員 三 浦 清 久	事 務 局 員 齋 藤 一 昭
事 務 局 員 伊 藤 篤	事 務 局 員 佐 々 木 健 児

## ○事務局

皆様おはようございます。ご案内の時刻がまいりましたので、ただいまから「第1回本荘由利一市七町合併協議会」を開会いたします。

なお、合併協議会規約第6条の規定に基づきまして、一市七町の市・町長が協議しました結果、会長に柳田本荘市長を選任しております。

副会長は、佐々木大内町長、佐藤矢島町長、加藤岩城町長、阿部由利町長、阿部東由利町長、三浦西目町長、佐藤鳥海町長、以上の各町の町長さんとなっております。

なお、規約第8条に規定する会長の職務代理者は佐々木大内町長が行うことになっております。

それでは最初に、委嘱状の交付を行います。

委嘱状は始めに規約第7条第1項第2号及び第3号に定める委員に対し、市・町ごとに交付いたします。会長、よろしく申し上げます。

## ○柳田会長

(委嘱状交付)

委嘱状、本荘市議会議長 斎藤好三様。

本荘由利一市七町合併協議会委員に委嘱する。

平成15年1月21日、本荘由利一市七町合併協議会会長 本荘市長 柳田弘。

委嘱状、本荘市議会議員 工藤兼雄様。以下同文。

委嘱状、本荘市 東海林京子様。以下同文。

委嘱状、本荘市 村岡兼幸様。以下同文。

委嘱状、岩城町議会議長 阿部一雄様。以下同文。

委嘱状、岩城町議会議員 前川侔様。以下同文。

委嘱状、岩城町 高橋良一様。以下同文。

委嘱状、岩城町 三浦稔様。以下同文。

委嘱状、大内町議会議長 成田正雄様。以下同文。

委嘱状、大内町議会議員 小松敏博様。以下同文。

委嘱状、大内町 佐々木正男様。以下同文。

委嘱状、大内町 小笠原良一様。以下同文。

委嘱状、西目町議会議長 齊藤栄一様。以下同文。

委嘱状、西目町議会議員 鈴木貞一様。以下同文。

委嘱状、西目町 三浦重夫様。以下同文。

委嘱状、西目町 須田妙子様。以下同文。

委嘱状、矢島町議会議長 正木正様。以下同文。

委嘱状、矢島町議会議員 大場重夫様。以下同文。

委嘱状、矢島町 茂木好文様。以下同文。

委嘱状、矢島町 鈴木清様。以下同文。

委嘱状、由利町議会議長 村上亨様。以下同文。

委嘱状、由利町議会議員 木内忠一様。以下同文。

委嘱状、由利町 尾留川正様。以下同文。

委嘱状、由利町 木内忠一様。以下同文。

委嘱状、東由利町議会議長 遠藤忠平様。以下同文。

委嘱状、東由利町議会議員 小松義嗣様。以下同文。

委嘱状、東由利町 長谷山光様。以下同文。

委嘱状、東由利町 金子拓雄様。以下同文。

委嘱状、鳥海町議会議長 今野義親様。以下同文。

委嘱状、鳥海町議会議員 眞坂孝衛様。以下同文。

委嘱状、鳥海町 松田訓様。以下同文。

委嘱状、鳥海町 高橋和子様。以下同文。

#### ○事務局

続きまして、同じく第4号に定める委員であります。

#### ○柳田会長

秋田県由利地方部長 石山修様。

本荘由利一市七町合併協議会委員に委嘱する。

平成 15 年1月 21 日、本荘由利一市七町合併協議会会長 本荘市長 柳田弘。

(会長着席)

#### ○事務局

それでは、会長であります柳田本荘市長からごあいさつを申し上げます。

#### ○柳田会長

皆さんどうもおはようございます。

本日、第1回本荘由利一市七町合併協議会が開催されるにあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

地方の時代と言われてから久しくなりました。そして平成 11 年に「地方分権一括法」が成立したことで、これまで私たちは国の方針に従えば何とかなるだろうと、こういうふうなことでまいったわけではありますが、これからの自治体は「自己決定・自己責任」のもとで、自分たちがやっていかなければならない時代に突入したわけであります。

そういう意味では、自分の責任で行政運営することが求められ、こうした中での自治体は、多様化する住民ニーズに加えて、少子高齢化社会の進行に的確に、しかも効率的な運営が求められております。このように私たち地方自治体を取り巻く環境は、非常に厳しいものがございます。そのような中で、いかにして住民の負担を増加させないで、的確な行政運営を行うかが私たちに課せられた大きな課題でもあります。これまで真剣に各町において協議されてきたところでありますが、この解決策としまして、市町村合併をすることによって、将来に明るい展望の開ける市をつくること、そういうふうなことで、それぞれの町での固い決意もございまして、このたび一市七町の合併協議会を設置した次第でございます。

これから約2年間、委員の皆様方と合併の協議を重ねてまいりますわけではありますが、時には利害関係が対立する場合も出てくるかと思えますし、大いに議論を交わすことは必要であります。地域エゴの主張が強ければ、決していい結果が生まれないものと、このように存じます。議論の根底には区域全体の住民にとってプラスになるものであり、新しいまちづくりが住民にとって良かったと言われるようにしなければならぬものと考えております。

多くの調整項目、協議事項があろうと思えますが、未来に輝く素晴らしいまちづくりを、私たちの手で作り上げていくのだというふうな自負を持って進めていただきたいと、このように思います。

最後に、委員の皆様、これから協議会は長丁場となりますので、健康に留意しまして、毎回出席して下さいますことをお願いを申し上げます。あいさつといたします。どうもありがとうございます。(拍手)

#### ○事務局

ありがとうございました。

次に、副会長からごあいさつをお願いしたいと思います。  
最初に、佐々木大内町長、よろしくお願いします。

#### ○佐々木副会長(大内町長)

おはようございます。いよいよ合併協議会の第1回目でございます。今まで一市七町、いろいろな制度を用いながら、研究を加えてそれぞれのまちづくりをされてきたわけでございます。決して楽な財政状況ではなかっただろうと思います。しかしながら、今までのまちづくりの中で、各市町村が頑張っておられたわけでございますけれども、これからは地方分権の時代でございますので、やはり効率をいかに高めていくかということがこれからの行政課題でないだろうかと思えます。

そういう中にありまして、生活に密着した行政、そして地域住民に最大限喜んでいただけるような建設計画を、この協議会で作成されるわけでございますので、皆さん方と一緒に、素晴らしいもの、そして喜んでいただける、そういう内容の計画樹立のために頑張りたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。ありがとうございました。(拍手)

#### ○事務局

どうもありがとうございました。  
続きまして佐藤矢島町長、お願いいたします。

#### ○佐藤副会長(矢島町長)

矢島の佐藤でございますが、本日、第1回の合併協議会の会合がこのように開催されましたこと、大変喜ばしく存じております。

国も県も同じでございますが、やはり常に中心を何とか発展させようと、こういうことで今まで行政の流れが、そういう状態でございますが、やはりその周辺の地域がいかに発展するかによって、中心が発展するものだろうと、そのように信じております。

特に、今まで合併された先進の事例を見ますと、とにかく中心を整備すると、こういうことで、かなり力を入れてきておりますが、私はやはり、中心外を整備、発展することによって中心が発展できるものだ、そのように信じております。今日はそれぞれ、各町村の委員の皆さんは、それぞれの思いを持って出席されておるはずでございますので、これから財政もちろんございますけれども、新しい市をどういうふうに建設していくか、大いに時間をかけて議論を重ねて、立派な市の構想を立てながら、それに向けて一つ努力してまいりたいと、そのように考えております。どうぞ皆様方の益々のご活躍をご祈念申し上げまして、一言、ごあいさつ申し上げます。どうもありがとうございました。(拍手)

#### ○事務局

どうもありがとうございました。  
続きまして、加藤岩城町長、お願いします。

#### ○加藤副会長(岩城町長)

おはようございます。本日は、法に基づいての第1回目の協議会がこのように開催をされました。お話ありますように、少子高齢化、地方分権が進む中であって、一市七町がこのように協議をするということは、大変意義深いものであるというふうに思っております。やはり、お話ありますように、一市七町、大変広い面積であります。その中であって、それぞれの地域がこれまで育んできた歴史や文化、そういうものも大事にしながら、置かれているこの地理的な、大きな部分について、どのようにお互いにそういうものを尊重しながら協議を進めるかというのが大変大事であるというふうに思っております。目的は、やはり合併したあとの将来の新市が、本当に住む皆さんに

とって、あるいは将来の子や孫にとって、合併して良かったと言われるような、新しいまちづくり計画を作るのがこの会でございますので、ともに頑張ってもらいたいというように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。(拍手)

○事務局

ありがとうございました。

次に、阿部由利町長、お願いします。

○阿部副会長(由利町)

由利町の阿部でございます。一言、ごあいさつを申し上げたいと思います。

近年、急速な勢いで議論されるようになりました市町村合併、ようやく一市七町による合併を目指した体制が、緒についたと。ちょっと大きいですけれども、万感の思いでございます。ご承知のように、国・地方を通じて、大変な厳しい財政状況の中で、市町村合併をして、そのコスト削減を図ろうということでございます。しかし、合併の必要なこともわかるんですけれども、そのことに伴って、住民が非常に不安を持っているというのもこれは現実だろうと思います。そうした不安を解消し、活力のあるこの地域を作っていく、そのために最低限、現在一市七町がそれぞれ独自の形で実施している住民サービス、これを維持しながら、それをさらにもっともっと高いサービスを提供していく、そういう市を作るのがこの会の目的だろうというふうに思っておるところでございます。そうした心を持ちながら、この合併の協議に向かっていきたいと、そういうふうな考えでおりますので、どうか一つこのあとよろしくお願いを申し上げたいと思います。(拍手)

○事務局

ありがとうございました。次に、阿部東由利町長、お願いします。

○阿部副会長(東由利町長)

おはようございます。いよいよ、一市七町の5人ずつの代表で40名、そして地方部長さんにもご参席いただきまして、41名での合併協議会が今日から始まるわけでありまして。新しい地域を作るわけでありまして、ぜひ、楽しい議論ができる協議会であればいいなあという思いを強くするところでありまして。新しいもの作るのは、きっとこれは楽しい議論の積み重ねになるだろうというふうに思うわけでありまして、ぜひ皆さんよろしくお願いを申し上げます。(拍手)

○事務局

ありがとうございました。続きまして三浦西目町長、お願いします。

○三浦副会長(西目町長)

本荘・由利にとっての新しい歴史の1ページが今日始まるわけでありまして、この地方の自然と環境を最大限に生かした、いわゆるまちづくりをこれから進めてまいりたいと、このように思っています。お互いの立場を理解し合いながら、こういうふうにして一つ、新しい市の、いわゆる誕生に向けて頑張ってもらいたいと思いますので、どうか委員の皆さんにおかれましても、なお一層協調をとりながら進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。(拍手)

○事務局

ありがとうございました。続きまして、佐藤烏海町長、お願いします。

○佐藤副会長(烏海町長)

皆さんおはようございます。私もいよいよ合併に向けてスタートしたなという感じでおります。合併すれば、財政面とか、またいろんな面の効率面、そういう面がすべて解決されるような感じの、いろいろ報道されておりますけれども、やはり、それだけにこだわらないように、地域の特色、文化が継承されるように、また、サービスが低下しないように、そして若い人が夢を持ってこれからも頑張っていけるような新しい市の計画づくりに、皆さんともども頑張っていきたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。(拍手)

## ○事務局

ありがとうございました。

本日は、第1回目の会議ということで、幹事及び事務局来ておりますので、幹事のほうを紹介させていただきます。なお、紹介の順番とか、それから席順につきましては、由利郡町村会で定めております町の順番によって配置させていただきましたので、ご了承願いたいと思います。

それでは紹介いたします。

1月15日に行われました第1回幹事会で幹事長、副幹事長が決まっております。

幹事長は鷹照本荘市助役、副幹事長は小松東由利町助役です。

なお、幹事には佐藤矢島町助役、本日は植村総務課長が代理で出席しております。佐々木岩城町助役、伊藤由利町助役、小笠原大内町助役、三浦西目町助役、村上鳥海町助役。

後ろの席になりますが、これは合併を担当します課長にお願いしております。斎藤本荘市総務部総合政策課長、小松東由利町企画課長、土田矢島町企画商工観光課長、吉田岩城町情報企画課長、荘司由利町企画商工課長、藤原大内町企画課長、本日、西目の鷹島総務課長、所用ございまして欠席しております。佐藤鳥海町企画観光課長。以上となっております。

次に、事務局を紹介いたします。西目町派遣の熊谷次長です。岩城町派遣渡部次長です。

後ろの席になりますが、由利町派遣三浦総務班長、大内町派遣伊藤計画班長、矢島町派遣佐藤調整第Ⅰ班長、鳥海町派遣佐藤調整第Ⅱ班長、東由利町派遣遠藤調整第Ⅲ班長、本荘市派遣齋藤総務班、本荘市派遣佐々木計画班、そして私が本荘市から派遣され、事務局を務めております佐々木です。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日、県市町村課合併支援室より村上副主幹、小松主任が見えております。

また、由利地方部地域振興班より、山上主幹、土田主査よりおいでいただいております。

以上で紹介を終わりました、それでは、さっそくでございますが、議事に入らせていただきます。会議の議長は、合併協議会規約第10条第2項の規定に基づきまして、会長があたることになっております。会長、それではよろしくお願いいたします。

## ○柳田会長

それでは、定めによりまして会長が議長ということで議事を進行させていただきますが、これから平成17年の3月までに一市七町を合併しようということでの会議、まさに長丁場の会議となるわけでありまして。皆さんには大変お忙しい中、この会議に出席し、そしてご議論をいただくわけでありまして、よろしくお願いいたします。よろしく願いを申し上げます。

それではさっそく議事に入ります。

それでは議事に先立ちましてちょっとお諮りします。

本来「傍聴規程」が決まりましてから傍聴を許可すべきものですが、本日傍聴の申し込みがありました。協議会は公開を原則と考えますので、これを許可しておりますので、ご了承願います。いかがですか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

## ○柳田会長

異議ないようでございますので、それでは議事に入ります。

まず最初に、会議録署名委員を指名いたしたいと思いますが、議長のほうで指名することに異議ございませんでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

#### ○柳田会長

異議ないようでございますので、それでは出身自治体が異なり、議会議員と住民代表とが一緒になれるようにしたいと思います。齊藤好三委員と、茂木好文委員を指名いたします。よろしく願います。

最初に報告事項でございますが、地方自治法と市町村合併の特例に関する法律に基づき、1市7町の1月14日の臨時議会で議決いただいた「本荘由利一市七町合併協議会規約」、そしてその規約で会長が別に定めることになっている規程等及び予算書について、事務局の説明を申し上げます。

#### ○事務局

おはようございます。お手元の資料に基づきまして説明をさせていただきたいと思っております。お手元の資料、1ページをご覧ください。

報告第1号、本荘由利一市七町合併協議会規約についてご説明いたします。

まず、第1条に、合併協議会の設置に係る本拠の法律が書かれてあります。この協議会の設置にあたりましては、先ほど会長からお話がありましたが、先般1月14日に1市7町で臨時議会が開催され、関係議案が可決されております。

次に、第2条が名称であります。本協議会の名称を「本荘由利一市七町合併協議会」と定めております。

第3条は、協議会の事務について規定しております。1号に「一市七町の合併に関する協議」、2号に「市町村の合併の特例に関する法律第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成」であります。市町村建設計画と申しますのは、合併後のまちづくりのビジョンであり、基本計画のことであります。また、さまざまな財政上の特例を受ける場合には、この計画の内容が基礎となるものであります。

第4条は、協議会の事務所の位置に関する規定であります。協議会の事務所は、本荘由利広域行政センター内に置かれております。

第7条でございますが、委員に関する規定であります。2号に各市町の議会の議長及び議会の推薦する議員各1名、3号に各市町の長が定めた委員各2名、4号の各市町の長が協議して定めた学識経験を有する委員は、由利地方部の石山部長にお引き受けいただいております。

次に、2ページをお開き下さい。第9条と第10条は、会議に関する規定であります。会議運営規程につきましては、第10条第3項に規定しておりますように、このあと委員の皆様と協議をしていただくこととなります。

また、15条の監査及び17条の協議会に係る報酬及び費用弁償に関する規程につきましても、会議の運営規程と同様、このあと委員の皆様と協議し、決定していただくこととなりますのでよろしくお願いしたいと思います。

前後して大変申しわけありませんが、第14条は協議会の経費に関する規定であります。経費につきましては一市七町で協議し、負担することになっております。

このほか、第11条が事務局の規定、第13条が幹事会の規定、3ページの第16条が財務に関する規定ということになっておりますが、これらについては会長が別に定めるというふうな内容になっておりまして、このあと説明をさせていただきます。

以上が協議会規約の内容でございますが、施行日は平成15年1月15日ということになっております。

続きまして、報告第2号以下について説明をしたいと存じます。この規程につきましては、規約を受けての各規程ということになっております。4ページをお開き下さい。

報告第2号、本荘由利一市七町合併協議会事務局規程についてでございます。この規程は、先ほど説明をいたしました、合併協議会規約第11条第2項の規定に基づきまして、会長が事務局の設置に関し、必要な事項を定めたものでございます。担当事務としましては、協議会の会議、協議資料の作成及び庶務となっております。そのほか、職務、専決事項というふうな内容となっております。

なお、次の5ページに事務局の体制、6ページに担当する事務を載せてありますので、後ほどご覧になっていただければと思います。

次に、8ページをお開き下さい。

報告第3号、本荘由利一市七町合併協議会分科会設置要領についてご説明いたします。この分科会設置要領につきましては、合併協議会事務局規程の第2条第1項第2号に定める協議資料作成のために設置するものであります。分科会は次の9ページの別表にありますように、財政分科会から農業委員会事務局分科会まで、29分科会を設置しております、委員は各市町の担当係長級の職員で構成されております。

続きまして11ページをお開き下さい。

報告第4号、本荘由利一市七町合併協議会幹事会設置要領についてご説明いたします。この設置要領につきましては、合併協議会規約第13条第2項の規定に基づき、会長が幹事会の組織及び運営に関し必要な事項を定めたもので、幹事会は協議会に提案する事項について、事務レベルで協議、または調整をするものであります。なお、幹事につきましては、先ほど紹介いたしました、各市町の助役、市町村合併を所管する担当課長で構成されております。名簿につきましては、資料の35ページに載せてありますので、後でご覧いただければと思います。

続きまして13ページをお開き下さい。報告第5号、本荘由利一市七町合併協議会専門部会設置要領についてでございます。この設置要領は、合併協議会幹事会設置要領第7条の規定に基づき、専門部会について必要な事項を定めたものであります。事務は、協議会規約第3条に掲げる事項、つまり一市七町の合併に関する協議、市町村計画の作成等であり、専門的に協議及び調整を担当いたします。部員の構成は次の14ページの別表にありますように、市町担当課長等で11の部会を設置してございます。

続きまして、15ページをご覧ください。報告第6号、本荘由利一市七町合併協議会財務規程についてご説明いたします。この規程は、合併協議会規約第16条に定められたもので、協議会の歳入歳出予算、出納及び決算等の内容となっております。

以上、協議会の規約、規程について説明を終わります。

## ○事務局

続きまして、報告第7号、平成14年度本荘由利一市七町合併協議会予算についてご説明を申し上げます。資料の17ページをご覧くださいと思います。

平成14年度の当合併協議会の予算総額は、歳入歳出それぞれ349万円であります。

20ページ以降をご覧くださいと思います。歳入の主なものは、一市七町の負担金であります。負担金の総額は348万8,000円であります。各市町の負担金の計算の方法は、平等割が40パーセント、人口割が60パーセントで計算をいたしております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。1款運営費1項会議費については108万8,000円を計上しておりますが、主なものとしては、協議会委員の報酬及び費用弁償、会議録作成のためのテープの反訳委託料等であります。次に、2項事務費につきましては157万9,000円を計上しておりますが、主なものは臨時職員の賃金、あるいはパソコンのリース料、コピー料等の事務費であります。

2款事業費につきましては52万3,000円を計上しておりますが、協議会だよりの印刷費及びホームページの更新委託料等であります。なお予備費に30万円を計上いたしております。なお、この予算につきましては平成14年度ということで今年の3月までの予算ということになっております。

以上、簡単でありますけれどもご説明申し上げます。

#### ○柳田会長

ただいま事務局から、規約並びに規程等、及び予算につきまして報告がありました。質問を受けたいと思います。発言は議長の許可を得てから市町名とお名前を言ってから発言願います。議事録に残りますので、不規則発言のないようご協力願います。もし何かご不明な点がありましたら、ご質問をお受けいたします。はい、どうぞ。

#### ○今野義親委員(鳥海町)

鳥海町の今野です。

報告の第1号ですけれども、この第1条に、「本荘市、矢島町、岩城町、由利町、大内町、東由利町、西目町」と、こういうふうにあります。が、「及び鳥海町」とこういうふうになっております。この文言からいきますと、平等の合併に対する、何か、鳥海町から不満が出ております。できたならば、この「及び」をカットしていただきたいと思いますがいかがでしょう。

#### ○柳田会長

事務局からこの書いた趣旨について説明願います。

#### ○事務局

それではお答えいたします。この規約につきまして、私どもいろいろと協議をしたわけです。その中で、この規約につきましては、自治法、それから条例の作成基準というものがございまして、並列の場合、最後には「及び」をつけますということがございまして、これは正直、文言としていいのかどうか、ただ、私どもはこの規約の趣旨というものがございまして、それで、これは決して鳥海町さんを別にしたんじゃなく、並列の場合、三つ以上並列されましたときは、どこそこ、これは町名だけでございませぬ。ほかの役職名なんかも同じですが、「何々、何々、」そして最後に「及び何々」というふうな、これを入れなければ規約・条例の文言として進まないということにつけさせていただきました。

そういう点で、何か、見ますとちょっと、あれ、なんで「及び」がつくのかと。「、」でいいんじゃないかという部分あるかと思いますが、これは規約・条例の文言ということで、このようになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

#### ○柳田会長

鳥海の今野さん、いかがでしょう。はい、どうぞ。

#### ○今野義親委員(鳥海町)

意味、今、わかりましたけれども、この文言をつけなければいけないという、こういうようなことはあるんでしょうか。もしないとするならば、規約としてこれまでついているからということであれば、できたならば外していただきたいと、こう思います。

#### ○事務局

お答えいたします。並列の場合は、必ずつけるようにというのが国からの指示なわけです。それで、これつけないと、並列にならなく、「、」で終わりますとその次、最後のところが抜けてしまった

規約になってしまいますので、そういう意味でこれはつけざるを得ないものでございますので、ご理解いただきたいと思ひますし、この件につきましては、最初に作った時点で、各町にもその旨、それぞれの町の行政担当の方はわかっていると思ひますが、お話ししている部分でございますので、これつけなければ、並びません。並列になりませんので、その点ご理解いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

#### ○柳田会長

いかがですか。よろしいですね。

ほかにございせんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

#### ○柳田会長

ご質問がないようでありますので、報告事項につきましては、ご理解いただいたものとして次に議事を移らせていただきます。

協議第1号の「本荘由利一市七町合併協議会会議運営規程(案)及び会議傍聴規程(案)について」と、協議第2号「本荘由利一市七町合併協議会会議運営申し合わせ事項(案)」についての2件につきましては、関連がございしますので一括して協議いたします。事務局から説明を願ひます。

#### ○事務局

それでは、協議第1号及び2号について説明をさせていただきます。お手元の資料、24ページをお開き下さい。

協議第1号、本荘由利一市七町合併協議会会議運営規程(案)についてでございます。

第1条に趣旨が書かれておりますが、この規程は、合併協議会規約第10条第3項の規定に基づいて、会議の運営について定めようとするものであります。

第2条は、規約第10条に規定されております重要事項について、第1号から第5号まで定めております。

第3条は、協議会の基本方針であります。会議は原則公開としておりますが、委員の半数以上の賛同がある場合は公開しないことができるということにしております。

第4条は、会長と委員の責務について定めております。

第5条は、会議の開会及び閉会と委員皆様の発言方法についての規定であります。委員の皆様には、ご発言の際には議長の許可を得たあと、町名とお名前を言ってから発言をお願いしたいと、こう思ひます。

第6条は、会議の進行について定めたものであります。会議の議事は、合併協議会の性質上、全会一致をもって進めることを原則としております。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛同を得て議事を進めることにしております。

第7条は、会議の傍聴に関する規定であり、傍聴規程につきましては、本会議運営規程を受けて議長が定めるということになっておりまして、後ほど説明をしたいと思います。

第8条は会議録、第9条は会議録等資料の公開に関する規定であります。

25ページをお開き下さい。第10条は、関係者の出席について規定しており、議長は必要があると認める時は、会議の関係者の出席を求め、説明または意見を聴くことができます。

以上が会議運営規程であります。

なお、先ほど、第7条の傍聴に関する規定についてであります。26ページをご覧下さい。ここに「本荘由利一市七町合併協議会会議傍聴規程(案)」を載せてございます。この傍聴規程は、傍聴するための手続き、傍聴者の守るべき事項について規定しているものであり、会議運営規

程を受け、議長が別に定めることになっておりまして、先ほどお話しをしましたが、会議運営規程が承認されますと、「(案)」が取れるということになります。

引き続き関連がありますので、協議第2号についてご説明いたします。28 ページをお開き下さい。「会議運営申し合わせ事項」といたしまして、3項目を提案してあります。

申し合わせ事項の第1項目は、代理出席に関する申し合わせであります。代理出席は、各市・町の長にのみ認めるものとするもので、発言もできるものとするものであります。

これは、各市・町の長として、出席するわけで、代理出席を認めない場合、会議運営上、支障が出る可能性があるかと判断されるためであります。ただし、協議会の会長及び副会長の職を代理するものではありません。

第2項は、協議会の開催に関するものであります。開催日、開催時刻、開催場所について提案しております。原則としまして、開催日は毎月第3木曜日、開催時間は午後1時30分から2時間を予定しております。また、開催場所は本荘由利広域交流センターとしております。ただし、先ほど申し上げましたように、これはあくまでも原則でありまして、必要に応じて調整できることとしておりまして、各市・町での開催も検討しているところであります。

第3項目は、資料の取り扱いであります。協議会資料は、会議資料と付属資料に分類しまして、協議会資料は、協議会事務局及び各市町の市町村合併担当課で閲覧できるものとするものであります。

以上で協議第1号及び第2号について説明を終わります。よろしくご協議のほどお願いいたします。

#### ○柳田会長

ただいま事務局から第1号、第2号案について説明がありましたが、これは協議案件でありますので、皆さん方から遠慮なくご質問、ご発言いただきたいと思っております。はい、どうぞ。

#### ○小松敏博委員(大内町)

大内町の小松でございます。

協議第2号について、お尋ねをいたしたいと思っておりますが、2号の2番目に、開催日、あるいは開催時間、開催場所、こういうものが載っておりますが、開催日の「毎月第3木曜日」とありますけれども、月に1回ずつ会を開いてこの合併という問題が片づくのか片づかないのか、必要に応じて変更することがあるというふうにあるんですけれども、私は月に1回ずつ、22カ月、以前にもう認可の段階に入っておりますから、十何回かくらいでこの問題が片づくとは思っておりません。その点についてはどういうふうにお考えでしょうか。

#### ○柳田会長

はい、事務局。

#### ○事務局

ただいまの件にお答えしたいと思います。これは、あくまでも原則1回ということで、今、私ども一市七町のすり合わせ項目としては、1,700項目ほどございます。それすべてがこの協議会にかかるものではございませんが、かなりの回数になろうと思っております。そういう件数の多い部分となりますと、どうしても月に1回では、これはできない部分も出てくると思っております。そういうことを踏まえまして、まず、毎月第3木曜日1回は開きたいと。ただ、状況に応じまして月2回、また協議がいろいろと錯綜する部分につきましては、1週おきごととかということも出てくる可能性もあろうかと思っておりますので、その点は委員の皆様、よろしくお含みおきの上でご理解いただきたいと思っております。最低月1回ということで、これはもっと増えてくる可能性は十分ありますので、その点をご理解、ご了承をお願いしたいと思います。以上です。

○柳田会長

はい、大内の小松さん、いかがですか。  
次に何かございませんか。はい、どうぞ。

○村上亨委員(由利町)

由利町の村上でございます。

協議第1号に関係してですが、第5条の「委員は議長の許可を得てから発言する」ということになっております。協議会は、大いに発言をしていただくということが大事かと思いますが、議会においては同一事項については3回というような制限がございます。けれども、大いに発言をするという範囲内で、どういう、長さが…、長さといえますか回数といえますか、その限度というのは、やはり会議である以上、考えなくてはならないものではないかと思っておりますけれども、この関係の発言の状況というのはどういうふうにかえられるものでしょうか。

○柳田会長

はい、事務局。

○事務局

それではお答えいたします。この会議につきましては、先ほど会長のあいさつの中にもありましたけれども、やはりいろいろと議論を重ねていく、それが必要であろうかと思っておりますので、途中で発言を制限するとかということとは不可能と思っております。

また、会議は1日限り、1回限りということもございません。一事不再議ということもなく、やはり必要なものについては、日を改めまして、決まらないものについては再度持ち帰ってというようなこともあろうかと思っておりますので、基本的には発言を途中で控えるようなことはしたくないと思っております。ただ、進行上の問題もあろうかと思っております。

なお、申し合わせ事項にありましたが、1回の会議の時間は、これは原則2時間、これはあくまでも原則ですから、必要であって議論が進んでいる途中で、はい時間です、終わるということとはございませんけれども、原則2時間ということの中で進行を進めていきたいというふうに思っております。

繰り返しになりますが、途中で発言を抑えるようなことはしないで進行を進めていきたいというふうに基本的には思っております。以上です。

○柳田会長

村上委員、いかがですか。

○村上亨委員(由利町)

まず、一つの会議に、2時間という原則のうちでなるべく収めるということですが、議論は大いにさせていただくということをお大前提に考えていただければありがたいと思っております。

○柳田会長

どうぞ。

○茂木好文委員(矢島町)

矢島の茂木と申します。

今日の会議と同じような形で、このあともたぶん、会議が進められていこうというふうに私、予想しております。ですけれども、こんな会場で、本当に突っ込んだ議論ができるのかということ

が私、とっても不安に思っております。皆さんがそれぞれ発言はできる方だとは思いますが、このような形で、本当に一つの問題が突っ込んだ形です。ずっとというか、長い間できるのか。そこから辺何か、事務局段階で議論はなかったでしょうか。

○事務局

ただいまの件でございますが、本日は第1回目ということで、幹事の皆さん方にも参加いただいております。ただ、このあとは、この協議会にかかる案件につきましては、その前に幹事会でいろいろと協議をしたり、その下に先ほどの話ありました専門部会、分科会というところで資料を作成したり何だりという形でやっていきたいと思っております。

また、本日もそうですが、会議資料につきましては、今回は1週間前に配布しましたが、1週間前には配布したいというふうなことは考えております。ただ、41名の委員の皆様方です。かなりの大きい場所ですので、そういうところで突っ込んだ意見が出るかと、出していただきたいなということと、それからもう一つは、分科会ということは一応、考えました。要するに、大きいので分けてやったらどうかということで、分科会につきましては事務局でも考えましたが、それではやはり地元の意見、そして委員の方々の意見を正確に把握することがむずかしくなるということでやはり今、この41名の中で審議するにはこの方法しかないのかなと。席順につきましても、ちょっとお互いに遠いかなというところありますが、非常にあの…、やはり、人数的な面、ここに1テーブル3名というのも大変だなというようなこともありまして、このあれでいこうかなというふうに考えております。

なお、発言が非常にしにくいというようなことが出てきた場合は、また検討させていただきたいというふうに思っております。以上です。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○茂木好文委員(矢島町)

確かに、事務局の苦勞もわかりますけれども、このあとずっと、とても大事な、将来にわたってこの地域の議論をする時に、いろんな問題を抱えながらの議論をする時に、私は先ほどのお話ちょっと、この委員の中の分科会を設けたらという話があったということです。再度私は検討すべき事項でなかろうかというふうに思いますので、議長さん、お取り計らいよろしくお願ひしたいと思います。委員の皆様へ。

○柳田会長

今、茂木委員から、何というんでしょうか、人数が多いから分科会等を設ける、そこで議論することもいいんじゃないかというお話がございましたので、これは事務局の方で検討させていただきます。

ここで暫時休憩します。

午前11時02分 休 憩

.....  
午前11時03分 再 開

○柳田会長

会を再開します。

どうぞ皆さん、ご発言賜ります。はい、どうぞ。

○阿部一雄委員(岩城町)

岩城町の阿部です。

先ほどの由利町の村上議長さんの質問に対する事務局の答弁の中で、委員からの発言の回数、あるいは時間の制限は無理だろうと、こういうお話がございました。私も会議の趣旨から、事務局の考え方には賛同するものですが、その答弁の中で、一事不再議のこともないと、こういうくだりがございましたが、こういう会議で決定をしたことが、再度議題にされてもよいというのであれば、法定協議会というものが決定したことの意味の重さというものはどこにあるのか。事務局はどう考えておるのか。こう申し上げたいんです。

それと同時に、回数を重ねて順調に法定協を、皆さんが喜んでいただけるような方向へ導くことが、前進させることができるのかそれで。やはり、決めたことは決めたことだと。こういう前提がなければ、事務局の答弁のような一事不再議のこともないんだと。いつ、誰でも何でも、原点に、第一歩に振り返って議論をしてもいいのだというような事務局の考え方では、法定協の前進はあり得ない。やはり基本は守るべきだと私は思いますが、いかがでございませうか。

○柳田会長

ただいま岩城の阿部委員のほうからご発言ございましたが、事務局も今、発足したばかりでございます。各町からそれぞれ参加していただきまして、非常に苦労しながらここまで来ましたので、これにつきまして、事務局の今、岩城の議長さんのおっしゃるとおりでございますが、もしあれば、幹事会のほうの…、幹事会で答弁するか…、答弁する資格ないのか。ちょっとそれ。事務局。

○事務局

先ほど私が一事不再議の話をしましたけれども、これは訂正させていただきます。持ち越しもあるんだという意味での話、要するに、今回決まらなかったものは次回もまた話をするという意味の内容を含めて言いました。大変申しわけありませんでした。これ、訂正させていただきます。それこそ、発言に誤りがありましたので訂正させていただきます。申しわけありませんでした。

○阿部一雄委員(岩城町)

結論が出たものは、一事不再議の原則で再度日程にのぼることがあり得ない。これが原則であります。会議の原則であります。結論が出ない、次回に持ち越すというのは、継続審議、継続審査と言うんじゃありませんか。これは法的にも一般的にも、誰にも通用することでございますから、それはわかるんです。ですから、やはり常識的な会議の運営方法をとって、やっていただいて、できればやはり、多くの委員の皆さんから発言の回数を制限するとか、時間を制限するとかのないような、心にわだかまりのない法定協になるように事務局も十分ご配慮していただきたいと思っております。

○柳田会長

ただいま、岩城の阿部さんからご発言ありましたこと、十分配慮しながら事務局も進めますが、また皆様方、一ついい合併するために、事務局を育てていただきたいというふうに存じますので、そのへんよろしく、議長からも、会長としてもお願い申し上げます。

そのほかございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

それではないようでございますので、協議第1号及び第2号は承認いただいたものと決定いたします。

本荘の東海林さん、どうぞ。

○東海林京子委員(本荘市)

本荘市の東海林です。

ちょっとわからないものですから。傍聴に関する2の「幼児及び乳幼児は傍聴席に入ることができない」とあります。「ただし、会長の許可を得た者は、この限りでない」とありますけども、やはり、乳幼児のいる方も入りたいと思うんですよ。それで、その場合、ここに乳幼児が入った場合、当然、妨害になりますし、ここで託児なんか考えているものかどうかということをお伺いしたいんですけども。

○柳田会長

はい、事務局。

○事務局

男女の参画社会という中で、ただいまの件、これ、検討していかなければならない部分だと思います。事務局として検討していきたいと思えます。よろしくお願いします。

○柳田会長

東海林さんいいですか。はい。

そうすれば、協議1号及び2号は承認いただいたものと決定いたします。

ただいまより、この会議運営規程に基づきまして会議を進行させていただきたいと思えますが、次に、協議第3号の「本荘由利一市七町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程(案)」について事務局から説明いたします。

○事務局

それでは、29ページをお開き下さい。協議第3号、本荘由利一市七町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程(案)でございます。

この規程は、協議会規約第17条第2項の規定に基づきまして、委員皆様の報酬と費用弁償について定めるものでございます。

第2条は、報酬の額を定めておりまして、市町長を除く委員の皆様に対しまして、協議会出席1回につき6,200円を支給するものであります。なおこの額は、一市七町の非常勤特別職の報酬を参考に設定をさせていただきました。

第3条は、費用弁償の額、第4条は、その支給方法となっておりますが、会長の属する市町の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の規程を準用するものであります。

以上で説明を終わります。

○柳田会長

ただいま事務局から説明ありましたが、これにつきましてご協議願います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ないようでありますので、協議第3号は承認いただいたものと決して異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ありがとうございます。それでは協議第3号は承認と決定しました。

次に、協議第4号の本荘由利一市七町合併協議会監査委員の同意について事務局から説明を願います。

○事務局

皆様のお手元、資料 30 ページをご覧になっていただきたいと思います。本荘由利一市七町合併協議会監査委員の同意について、これは、規約第 15 条1項の規定に基づきまして、この会場で委員の皆さん方の同意を得て、一市七町の代表監査委員の中から3名をとということで、これはお願いするということになります。事務局の提案といたしまして、岩城町の代表監査委員であります今野次男さん、それから矢島町代表監査委員小番与一さん、西目町代表監査委員渡部正さん、以上の3名を提案したいと思います。

以上であります。

○柳田会長

ただいま事務局から説明がありましたが、これは人事案件でありますので、特にご質問なければ同意していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ありがとうございます。異議ないようでございますので、協議第4号は同意をいただいたものとして決定いたします。

次に、協議第5号の「合併の方式について」事務局から説明を願います。

○事務局

皆様のお手元の資料 31 ページをご覧になっていただきたいと思います。合併の方式について、協議第5号であります。合併の方式につきましては、「新設合併」と「編入合併」があり、それぞれの違いがその下のところに資料として明示されております。新設合併は、定義はこのようなであるとか、編入合併、前にお配りしたのでご覧になっていただきたいと思います。それで、今まで一市七町の市町長や議会での話、さらには説明会等でも、一市七町は対等の合併、つまり「新設合併」を目指していきたいということでございますので、事務局としては、合併の方式は「新設合併」ということで提案させていただきます。よろしく願います。以上であります。

○柳田会長

それでは、協議第5号の合併の方式に対しましては、「新設合併」、いわゆる対等合併の形での合併ということでございます。これについて、皆さん方から何かご質問ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

原案賛成の声がございますので、協議第5号の合併方式については、原案のとおり決定させていただきます。

次に、協議第6号の「合併の目標年次について」事務局から説明を願います。

○事務局

資料の 32 ページをご覧いただきたいと思います。そこに参考例として、合併特例法の内容が記載されておりますが、合併の特例法は時限立法でございまして、平成 17 年3月をもって、この効力が消えてしまいます。それで、合併の目標年次につきましては、合併特例法の期限であります。

す平成17年3月までということで、3月までに合併することを目標年次として提案させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○柳田会長

ただいまの協議第6号について、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ご異議ないようでございますので、協議第6号の「合併の目標年次について」は平成17年3月までを目標とすることといたします。

本日の協議事項はすべて終了いたしました。

次回の日程を連絡願います。

○事務局

では、事務局から、次回の日程についてご説明したいと思いますが、先ほど会議の申し合わせ事項で、原則月1回、この会議を開催するということを決めていただきました。その中で、委員の皆さん方から月1回で間に合うのかというようなご指摘もいただきましたし、必要であれば数回という話をしたところでこの提案をするのは非常に気がひけるわけでございますが、実はこの協議会というものは、先ほどもちょっとお話しをしましたが、分科会、専門部会、そして幹事会でいろいろと協議をしたものをここに上げていくということになってまいります。ところが分科会、専門部会、まだ開かれておりません。そういう中で、審議内容が精査されない状態で提案するという、会議を開くということは、委員の皆様方にも大変ご迷惑をおかけすることになります。そういう点で、もう少々事務局としても今、体制が、やっと始まったところでもう少し時間を貸していただきたいということで、これは私ども分科会、専門部会の時間とさせていただきます、3月の第3木曜日、20日ですが、この会場で午後1時半からということで開催したいというふうに思います。そうしますと、資料なんかも作成できますので、そういう点、それこそ原則1回の第2回目がこういう状態になりますことをご理解いただきましてご了承いただきたいと思います。以上です。

○柳田会長

今、事務局のほうから話、出ましたように、事務局も発足したばかりです。それで、様々な作業もあって、第2回目の会議に資料が間に合わせるようには頑張るとは思いますが、ひょっとしたらという懸念もどうもあるようです。だけれども今ここで、一応、めどとしてこの次の3月の第3木曜日ということでのお含みで一つ、了解していただきたいなというふうに思います。

もし、何か特別な事情があれば、もっと早くですね、ご連絡いたしたいと思いますので、よろしくご理解下さい。

それでは、大変、今日は初会議ということで皆様にも時間帯、大変なご協力賜りましてありがとうございます。今日がスタートでございますので、やはり何といてもいい市を作るために、これから様々な角度から、そして地域の方々がこの委員会はどうだったのかということをおそらく関心もあるだろうと思いますし、我々はできるだけ地域の方々はこの会議の内容なども情報として伝えるようにいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

本日は皆様のご協力によりまして、無事会議を終了することができまして、本当にありがとうございます。今後ともよろしくお願いします。